

【資料1】

○平群町介護保険運営協議会設置条例

平成12年3月22日
条例第15号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、平群町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、介護保険事業の運営等に関する重要事項を審議する。

2 協議会は介護保険事業に関する事項を調査審議し、又は必要な意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、介護保険の被保険者、識見を有する者、その他町長が適当と認める者の内から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月17日条例第10号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○平群町介護保険運営協議会規則

平成12年3月22日
規則第2号

(趣旨)

第1条 平群町介護保険運営協議会設置条例(平成12年3月平群町条例第15号)第5条の規定により、平群町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(役員)

第2条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、福祉こども課が所掌する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第13号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月22日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年10月8日から適用する。

附 則(令和2年3月31日規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○平群町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年3月2日
要綱第2号

(設置)

第1条 平群町地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)の円滑かつ適正な設置及び運営を図るため、平群町地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営及び評価に関すること。
- (3) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (4) その他の地域包括支援センターの運営に関し必要な事項
- (5) 地域密着型サービスの運営に関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、平群町介護保険運営協議会(以下「介護保険運営協議会」という。)の委員をもって構成する。但し、サービス事業者代表委員は、前条(5)地域密着型サービスの運営に関することの議事決定に関与できない。

(役員)

第4条 運営協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長、副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営協議会の委員の任期)

第5条 運営協議会の委員の任期は、介護保険運営協議会の委員の任期を適用する。

(会議)

第6条 会長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

- 2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、福祉こども課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日要綱第29号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日要綱第10号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。